

◆◆◆自転車運転者講習制度◆◆◆

～自転車の悪質運転者対策～

道路交通法の一部改正

平成 27 年 6 月 1 日に、危険な交通違反（政令で定める危険行為）を繰り返した自転車利用者を対象に「自転車運転者講習制度」の運用が開始され、令和 6 年 11 月 1 日の改正道路交通法により、「酒気帯び運転」「携帯電話使用等の禁止」に対する罰則規定が追加され、講習の対象となる危険行為は 16 項目となりました。

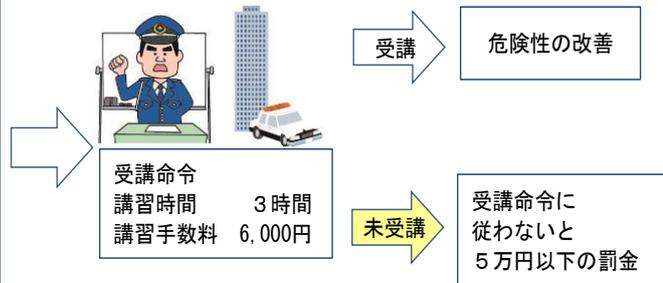
自転車運転者講習制度の概要

自転車運転中に信号無視等の危険な交通違反を 3 年以内に 2 回以上繰り返した 14 歳以上の者に対して都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。受講命令に従わない場合は、5 万円以下の罰金に処せられることがあります。

【対象者】

- 14 歳以上の者
- 信号無視等の危険行為で 3 年以内に 2 回以上交通取締りを受けた者

※ 危険行為が原因で交通事故を起こした者も、交通取締りを受けた者に含まれることがあります。



※ 平成30年4月1日から講習手数料が6,000円に変更となりました。

講習の対象となる危険行為（16項目）

- ① 信号無視（道路交通法第 7 条）
- ② 通行禁止違反（道路交通法第 8 条第 1 項）
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）（道路交通法第 9 条）
- ④ 通行区分違反（道路交通法第 17 条第 1 項、同条第 4 項、同条第 6 項）
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（道路交通法第 17 条の 3 第 2 項）
- ⑥ 遮断踏切立入り（道路交通法第 33 条第 2 項）
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等（道路交通法第 36 条）
- ⑧ 交差点優先車妨害等（道路交通法第 37 条）
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等（道路交通法第 37 条の 2）
- ⑩ 指定場所一時不停止等（道路交通法第 43 条）
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）
- ⑫ 制動装置不良自転車運転（道路交通法第 63 条の 9 第 1 項）
- ⑬ 酒気帯び運転等（道路交通法第 65 条第 1 項）
- ⑭ 安全運転義務違反（道路交通法第 70 条）
- ⑮ 携帯電話使用等（道路交通法第 71 条第 5 号の 5）
- ⑯ 妨害運転（交通の危険のおそれ：道路交通法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号）
（著しい交通の危険：道路交通法第 117 条の 2 第 1 項第 4 号）